

**再生債務者が無償行為若しくはこれと同視すべき有償行為の時に債務超過であること又はその無償行為等により債務超過になることは民事再生法 127 条 3 項に基づく否認権行使の要件か（消極）**

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第一小法廷

【裁判年月日】 平成 29 年 11 月 16 日

【事 件 番 号】 平成 29 年（受）第 761 号

【事 件 名】 再生債権査定異議事件

【裁 判 結 果】 棄却

【参 照 法 令】 民事再生法 127 条 3 項

【掲 載 誌】 金判 1531 号 8 頁

LEX/DB 文献番号 25449050

**事実の概要**

Z は、平成 26 年 8 月 29 日、X との間で、A 株式会社の X に対する 7 億円の借入金債務を連帯保証する旨の契約（以下「本件連帯保証契約」という。）を締結したが、平成 27 年 2 月 18 日、再生手続開始の申立てをし、その後、再生手続開始の決定を受けた。本件は、上記の再生手続において、X が再生債権として届出をした本件連帯保証契約に基づく連帯保証債務履行請求権につき、その額を 0 円と査定する旨の決定がされたことから、これを不服とする X がその変更を求める異議の訴えであり、再生管財人である Y が本件連帯保証契約の締結に対し民事再生法 127 条 3 項に基づく否認権の行使をすることの可否が争われている。

事実関係の概要は以下のとおりである。すなわち、X から A に対する 7 億円の貸付けに係る金銭消費貸借契約と、Z ほか X の A に対する当該貸付けに係る借入金債務を X に対してそれぞれ A と連帯して保証する旨の「本件連帯保証契約」とが締結されるに至った。

その後、Z は、平成 27 年 2 月 18 日、東京地方裁判所に民事再生手続開始を申し立て、同裁判所は、同月 23 日、再生手続開始を決定したほか、管財人による管理命令を発し、Y をその管財人に選任した。

X は、Z の再生手続において、所定の届出期間内に、本件連帯保証契約に基づく保証債務履行請求権の元金 7 億円及び本件再生手続開始決定日の前日である同年 2 月 22 日までの上記元金に対する利息及び遅延損害金合計 4,244 万 1,095 円ならびに上記元金に対する同月 23 日から支払済みまで年 14.6%の割合による遅延損害金を再生債権として再生裁判所に届け出た（以下「本件届出債権」という。）。X の届出に対し、管財人の Y は、本件届出債権の全額を認めない旨の否認をしたため、X は、再生裁判所に対し本件届出債権の査定の申立てをしたところ、再生裁判所は、本件連帯保証契約に対する Y の民事再生法 127 条 3 項に基づく否認権行使に理由があると認め、本件届出債権の額をいずれも 0 円とする旨の「本件査定決定」をした。これに対して、X は、異議の訴えを提起したが、本件訴訟である。原々判決、原判決は、X の請求を棄却したため、X が上告受理申立てをした。

上告受理申立てにおける X の主張の骨子は、民事再生法 127 条 3 項の否認が再生債権者を害する行為の否認の一類型であることなどから、再生債務者が無償行為若しくはこれと同視すべき有償行為（以下「無償行為等」という。）の時に債務超過であること又はその無償行為等により債務超過になることが同項に基づく否認権行使の要件であるというものであった。

## 決定の要旨

上告棄却。

「民事再生法 127 条 3 項は、再生債務者が支払の停止等があった後又はその前 6 月以内にした無償行為等を否認することができるものとし、同項に基づく否認権行使について、対象となる行為の内容及び時期を定めるところ、同項には、再生債務者が上記行為の時に債務超過であること又は上記行為により債務超過になることを要件とすることをうかがわせる文言はない。そして、同項の趣旨は、その否認の対象である再生債務者の行為が対価を伴わないものであって再生債権者の利益を害する危険が特に顕著であるため、専ら行為の内容及び時期に着目して特殊な否認類型を認めたことにありと解するのが相当である。そうすると、同項所定の要件に加えて、再生債務者がその否認の対象となる行為の時に債務超過であること又はその行為により債務超過になることを要するものとするとは、同項の趣旨に沿うものとはいえない。したがって、再生債務者が無償行為等の時に債務超過であること又はその無償行為等により債務超過になることは、民事再生法 127 条 3 項に基づく否認権行使の要件ではないと解するのが相当である。」

## 判例の解説

### 一 問題の所在

本件では、①本件連帯保証契約が無償行為に該当するか、②無償行為に該当するとしても、行為の当時債務超過であったことを要しないか、③無償行為否認の要件を満たす場合にも、相手方が善意である場合に回復すべき現存利益（民事再生法 132 条 2 項）とは何か、といった点が問題となった。本件では、とりわけ、②の点が中心的に争われたようであり、本判決もこの点について上告受理申立てを受理したうえで直接的に判断をした。

### 二 保証行為の無償否認該当性

上記②の問題の前提として、上記①が問題となること、この点については、従来より学説上争いはあるものの、大判昭 11・8・10（民集 15 巻

1680 頁）、最判昭 62・7・3（民集 41 巻 5 号 1068 頁）、最判昭 62・7・10（金法 1174 号 29 頁）により、最高裁判決上は、無償行為の該当性についての判断が確定している状況にあった<sup>1)</sup>。これに対して、保証人が主債務者の代表者であるなど一定の例外を設けるべきであるとの学説も見られるが<sup>2)</sup>、本件ではこのような類型に該当しなかったためか、この点は直接判断されていない。

### 三 債務超過の要否

以上を踏まえて、本件では、Xがこの②の点を中心的に争ったようである。しかしながら、従来の代表的な体系書、コンメンタールにおける解説上は、この点について明示的に論ずるものは多くはない<sup>3)</sup>。債務超過が必要であるとする立論<sup>4)</sup>の主な根拠は、(i) 詐害行為否認の有害性の実質として債務超過であることが求められるところ、無償行為否認も詐害行為否認の一類型であるから、当然債務超過であることが求められること、(ii) 債務超過ではない段階で否認権を認めることは受益者の不利益のもとに株主を利することとなり詐害行為否認の趣旨を逸脱すること、(iii) 民事再生法 132 条 2 項が「相手方は、当該行為の当時……再生債務者を害する事実を知らなかったときは、その現に受けている利益を償還すれば足りる。」と定めているのは、債務超過の要件を要することを裏から定めていると読むのが自然かつ合理的であるということなどが指摘される。他方、債務超過を不要とする立論<sup>5)</sup>の主な根拠は、(i) 民事再生法 127 条 3 項の文言上債務超過を要するとは解されないことに加え、仮に債務超過が要件となる場合には、一般的な詐害行為否認の要件（民事再生法 127 条 1 項、2 項）と比較して無償行為否認の要件の緩和の趣旨が妥当する範囲が極めて限定されること、(ii) 無償行為否認は、債権者を害する危険性が極めて高い行為であり、債務超過を要件とせず否認を認める合理性があること<sup>6)</sup>、(iii) 民事再生法 132 条 2 項については支払停止等も要件とされていることから分かったとおり、無償行為否認一般の要件とは別に、追加的に一定の事実についての善意が認められる場合等に相手方の保護を図ったものと理解可能であるとの反論が考えられる。関連して、無償行為否認

を詐害行為否認とは異なる第3の類型であると位置づける見解も見られ<sup>7)</sup>、そのような立論に立つと債務超過を必要とする見解の(i)の点が妥当しないこととなり、無用とするとする立場に親和しうる。

#### 四 現存利益の範囲

以上のほか、③の点として、無償行為否認が成立したが、相手方が行為の当時、支払の停止等があったこと及び再生債務者を害する事実を知らなかったときは、「その現に受けている利益を償還すれば足りる。」(民事再生法132条2項)の解釈の問題である。この点、従来、現に受けている利益とは保証料相当額であるとする見解が有力に主張されていたが<sup>8)</sup>、原々判決が出された後の時期に、これに反対し、保証債務の成立自体を否定するべきであるとする伊藤眞教授の論文が発表された<sup>9)</sup>。

#### 五 本判決の内容

本判決は、上記②の点について、民事再生法127条3項の文言に債務超過を要することをうかがわせるものがないことに加えて、同項の趣旨はその否認の対象である再生債務者の行為が対価を伴わないものであって再生債権者の利益を害する危険が特に顕著であるため、専ら行為の内容及び時期に着目して特殊な否認類型を認めたことにあることを指摘して、Xの主張を排斥し、行為の当時債務超過であることを要しないことを判示した。これは上記の債務超過不要説を採用したものであり、その理由として、文言のほか、無償行為が「再生債権者の利益を害する危険が特に顕著」であるとして「特殊な否認類型」が定められたものであるとされている点が特徴的である。

なお、③の点については、原判決、原々判決が伊藤説と同様の立場を採用することを明示していたのに対して、本判決はこの理由を排除した(民事訴訟法318条1項、3項、4項)ためこの点について判断をしていない。この点、原判決は、「法132条2項の趣旨は、上記……のとおりであって、無償行為の相手方が、その利益を費消し、無償行為による利益を保持しない状態になった後に、原状回復を一定の要件のもとに制限するというにあ

るところ、Xは、Yによる否認権行使による原状回復によって新たな負担を強いられるわけではないのであって、法132条2項の適用により償還すべき『現に受けている利益』を本件届出債権であるとみても背理ではない。」としていた。

#### 六 判決の射程と残された問題

本判決は、前提として①の各最高裁判決の考え方を前提としていることは明かであろう。また、②の点についての判断は、物上保証の場合を含め、無償否認一般に及ぶものと理解される。また、再生手続上の否認のほか、破産手続、更生手続上の否認にも妥当しよう。

次に、③の点については、上告受理申立ての理由から排除されたため判断が示されなかったが、仮に③の点について、従来の有力な見解を採用する場合には、原判決の結論に重大な影響を生じることとならざるを得ない<sup>10)</sup>。このような中、原判決の結論自体は維持されたという点において、実務上は一定の先例的価値があると思われる。

#### ●—注

- 1) そのほか、関連裁判例については、否認肯定例として、大阪高判平22・2・18金法1895号99頁、東京地判平23・3・1判タ1348号236頁、否認に否定例として、東京高判昭37・6・7東高民時報13巻6号82頁、名古屋地判昭60・2・15金判717頁31頁、最判平8・3・22金法1480号55頁、東京高判平12・12・26判時1750号112頁、大阪高判平13・12・21裁判所ウェブサイトなどがある。
- 2) 伊藤眞「保障又は保証の供与と破産法72条5号にいう無償行為」判時1273号(判評353号)205頁、伊藤眞『破産法・民事再生法〔第3版〕』(有斐閣、2014年)533頁注256頁、伊藤眞ほか『条解破産法〔第2版〕』(弘文堂、2014年)1079頁、園尾隆司=小林秀之編『条解民事再生法〔第3版〕』(弘文堂、2013年)669頁、山本研「無償否認」竹下守夫ほか編『破産法大系Ⅱ破産実体法』(青林書院、2015年)494頁。
- 3) 伊藤・前掲注2)破産法・民事再生法533頁、918頁、伊藤ほか・前掲注2)条解破産法1078頁、園尾=小林・前掲注2)669頁、山本・前掲注2)499頁、兼子一監修『条解会社更生法(中)』(弘文堂、1973年)68頁、竹下守夫編集代表『大コメンタール破産法』(青林書院、2007年)632頁[山本和彦]、山本克己=小久保孝雄=中井康之編『基本法コメンタール破産法』(日本評論社、2014年)361頁[中西正]、同『基本法コメンタール民事再生法』(日本評論社、2014年)313頁[中西正]、

- 田原睦夫＝山本和彦監修『注釈破産法（下）』（金融財政事情研究会、2015年）107頁、山本和彦ほか『倒産法概説〔第2版〕』（弘文堂、2010年）291頁〔沖野眞己〕等。
- 4）この立場に立つものとして、福永有利監修『詳解民事再生法——理論と実務の交錯〔第2版〕』（民事法研究会、2009年）380頁〔水元宏典〕、山本克己編『破産法・民事再生法概論』（商事法務、2012年）245頁注20〔畑瑞穂〕。両論を併記するものとして、藤原総一郎編『倒産法全書（上）〔第2版〕』（商事法務、2014年）495頁〔早川学〕がある。
- 5）中西正「無償否認の根拠と限界」関学41巻2＝3号併合号41頁は、「債務者から対価を支払わずに利益のみを得た者が、債務者の破産により対価を回収できない債権者に、得た利益を与えることにより、自分は利益も得ず破産による損失も被らない状態になり、債権者は被った損失の一部を緩和される、というのは極めて公平な経過である」と述べている。また、名古屋高判17・12・14NBL834号42頁もこの立場に立つものと思われる。
- 6）篠原勝美「判解」昭和62年7月3日378頁は、無償行為について「破産者が財産状態の悪化により破産が現実問題化した一定の時期にかかる行為に出ることは、破産債権者の利益を害する危険が特に顕著であり、破産者の誠意が疑われ、相手方の利益を特に考慮する必要も少ないことから、専ら行為の内容と時期に着目して純客観主義に立つ特殊な否認類型を認めたものにほかならない」と述べており、このような立場と親和すると思われる。
- 7）山本研「無償否認」竹下守夫ほか編『破産法大系』（青林書院、2015年）496頁、佐藤鉄男「無償行為否認と詐害行為否認の関係」才口千晴先生喜寿祝賀『倒産法の実践』（有斐閣、2016年）275～276頁、山本和彦「無償否認に関する若干の考察」才口千晴先生喜寿祝賀・前掲書241頁。
- 8）兼子・前掲注3）183頁、竹下・前掲注3）683頁〔加藤哲夫〕。別の構成から効果論を論ずるものとして、岡正晶「企業結合・グループ企業による物上保証と無償否認」清水直編『企業再建の真髄』（商事法務、2005年）576頁がある。
- 9）伊藤眞「無償否認における善意の受益者の償還義務の範囲——詐害行為の回復と善意の受益者保護の調和を求めて」判時2307号39頁、伊藤・前掲注2）条解破産法1137頁。この見解と同様の立場を示唆するものとして、全国倒産処理弁護士ネットワーク編『注釈破産法（下）』（きんざい、2015年）166頁〔高木裕康〕がある。
- 10）記録によると、とりわけ本件では相当高率の弁済が見込まれていたようであり、そのような事情もあり保証債務の成否が強く争われていた事案であって、保証債務の成否は当事者の利害に重大な影響を及ぼす事案であった。